

答申第14号（諮問第14号）

答 申

第1 本審査会の結論

- 1 三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年10月14日付け三種教発―977―3審査請求人に対して行った公文書の不存在的による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、第2の1（7）及び同（8）について行った処分は、適当ではないが、不当とまでは言えない。
- 2 本件処分のうち、その余については、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 平成28年9月30日、審査請求人は、三種町情報公開条例（以下「公開条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して公文書の公開請求を行った。当該公開請求のうち、本件処分に係る公開請求の内容は次のとおりである。
 - （1） 三種町教育委員会教育長が平成〇〇年〇月〇日に開催した三種町議会全員協議会で報告した国民文化祭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る報酬等不適切会計について発言した部分に対する起案文書（以下「対象公文書1」という。）
 - （2） 三種町教育委員会教育長が対象公文書1及び報告書作成のために行使（参考）した国民文化祭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関わる報酬等不適切会計に係る文書（以下「対象公文書2」という。）
 - （3） ふるさと納税寄附申込書に対する審査請求人からのFAX返信後の〇〇〇〇〇〇円入り現金書留封筒及び平成〇〇年給与所得の源泉徴収票、返金理由記載文書入り封書の保管状況を含む文書取扱方法を証する文書若しくは文書処理票（以下「対象公文書3」という。）
 - （4） 平成〇〇年〇月から〇月（平成〇〇年度）及び、平成〇〇年〇月

という。)

2 平成28年10月14日、実施機関は、上記公開請求に対し、同日付け三種教発一977で、本件処分を含めて部分公開決定処分（以下「当該部分公開決定処分」という。）を行い、本件処分に係る公開請求については次の処分を行った。

(1) 決定内容
非公開

(2) 非公開の理由
不存在

3 平成29年1月18日、審査請求人は、当該部分公開決定処分を不服として、公開条例第16条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 平成29年5月19日、実施機関は、当該部分公開決定処分の通知様式に誤りが有ったとして、更正を行い、本件処分については次のように更正した。

(1) 当該部分公開決定処分のうち、不存在による非公開に該当する処分を本件処分に改めた。

(2) 非公開とした理由を次のように改めた。

ア 対象公文書1、同3から同6及び同9から同11
作成していないため、保有していない。

イ 対象公文書2及び同8
作成及び入手していないため、保有していない。

ウ 対象公文書7
入手していないため、保有していない。

第3 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分取消しを求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

(1) 対象公文書1について

実施機関は、平成〇〇年〇月〇日の三種町議会全員協議会（以下「当該全員協議会」という。）における三種町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の発言は、起案して発言したものではなく、教育長個人による発言であったと説明するが、関係者が合議の上、教育長が公の場で発言したものであり、起案文書が存在していることは明らかである。

(2) 対象公文書2について

実施機関は、当該全員協議会での教育長の報告は、それまでの経緯を踏まえて発言したものであり、会計に係る文書の確認はしていなかったと説明するが、関係者が合議の上、不適切会計を認めて報告したものであり、起案文書及び報告書作成のために行使した文書が存在していることは明らかである。

(3) 対象公文書3について

実施機関は、審査請求人が平成〇〇年〇月〇〇日付けで現金〇〇〇〇〇〇円（以下「当該現金」という。）を入れて送付した現金書留封筒（以下「当該現金書留封筒」という。）、平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票（以下「当該源泉徴収票」という。）及び返金理由記載文書（以下「当該送付文書」という。）は存在するが、それらの保管状況等を記録した文書処理票は存在しないと説明する。この説明には整合性が無く、当該文書は、三種町文書事務取扱規程（以下「文書事務取扱規程」という。）に基づいて、正しく事務の遂行があれば存在しなければならない文書である。

(4) 対象公文書4について

審査請求人は、〇〇〇〇〇〇指導を行っていない。実態の無い事業を書面上で立ち上げて裏金を作る手口に利用し、このことを隠蔽するために、実施機関は起案文書を不存在としている。

(5) 対象公文書5について

指導及び旅費、いずれについても事実と異なっている。支払の根拠となっている旅費〇〇〇〇〇円は、所得税等の源泉徴収が行われており、整合性が無い。

(6) 対象公文書6について

平成〇〇年度の報酬が平成〇〇年〇月に、平成〇〇年度の報酬が平成〇〇年〇月に支払われている。一般会計の出納閉鎖に当たり、翌年度に繰り越して支払をする等を明記した会計文書が存在しなければならぬ。

(7) 対象公文書7について

審査請求人は、実施機関に金融機関口座情報等の提供や、口座振込への承諾もしていないが、実際に報酬の口座振込が行われている。実施機関が文書を偽造した可能性が疑われ、それを隠蔽するために不存在としている。

(8) 対象公文書8について

口座振込の承諾をしていないにも関わらず、実際に報酬の口座振込が行われている。実施機関が文書を偽造した可能性が疑われ、それを隠蔽するために不存在としている。

(9) 対象公文書9について

実施機関は、担当した職員の裁量で、口頭で業者に依頼しており、契約書等は存在しないと説明するが、支出を裏付ける数枚に分割した領収書との整合性が無い。

(10) 対象公文書10について

実施機関の回答や説明が虚偽でなければ、予算の流用などに関する文書が存在するはずである。

(11) 対象公文書11について

実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付けの申入れ文書以外の申入れ文書3件については、文書処理票は不存在だと説明するが、申入れ文書自体は保有しており、説明に整合性が無い。三種町文書事務取扱規程に基づく文書の公開を求める。

(12) その他共通の主張

文書不存在の理由が通知に記載されていない。

第4 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明の趣旨は、本件処分は妥当であるというものである。

2 本件処分の理由

(1) 対象公文書1について

当該全員協議会において教育長は、国文祭〇〇〇〇に関わる報酬等の不適切会計について報告を行っている。審査請求人は、三種町議会全員協議会という公の場での発言であり、起案文書が存在するはずだと主張するが、教育長が行ったこの報告（以下「当該報告」という。）について、起案は行われていない。

起案とは、自身が決定権を有していない事案の処理に当たり、決定権者の決裁を得るために行う行為である。しかしながら、教育長が行った当該報告は、教育長が自身の判断、権限で行ったものであったため、事前に起案を行い、決裁を受ける必要が無かった。

対象公文書1は、必要が無かったために作成されず、不存在である。

(2) 対象公文書2について

審査請求人は、対象公文書1及び当該全員協議会における報告書の存在を前提に、それらの作成のために参考とした会計文書の存在を主張する。しかしながら、当該全員協議会での報告は、教育長が口頭で行ったのみであり、報告書や資料等の提出はしていないし、作成も行っていない。また、上記(1)のとおり、対象公文書1も

不存在である。存在の前提となる文書が存在しないことから、対象公文書2は不存在である。

(3) 対象公文書3について

対象公文書3は、当該現金書留封筒、当該源泉徴収票及び当該送付文書（以下「当該現金書留封筒等」という。）の取扱方法を証する文書又は文書処理票である。文書の保管状況等に関する文書で、文書事務取扱規程に作成規定が設けられている文書は、同規程第13条第1項に基づく収受処理を行った際に作成する文書処理票である。したがって、当該現金書留封筒等について、文書処理票の作成を行っていれば、対象公文書3が存在したと考えられる。しかしながら、次のアからウの理由で、当該現金書留封筒等に関する文書処理票は作成していないため、対象公文書3は不存在である。

ア 当該現金書留封筒について

審査請求人が平成〇〇年〇月〇〇日付けで送付した当該現金入り当該現金書留封筒は、総務課が受領した後、企画政策課を經由して、実施機関が受領した。以降、当該現金は同年〇月〇〇日まで保管し、当該現金書留封筒については現在も保存している。通常、送達のある郵便物の封筒は破棄しているが、当該現金書留封筒に関しては、当該現金等が返送されてきた背後事情などから、担当者が破棄すべきないと判断し、これを関係簿冊内に保存することとしたものである。

審査請求人は、文書事務取扱規程を理由に、当該現金書留封筒の保管状況等を記した文書や文書処理票の存在を主張するが、郵送に使用された封筒類の保存などに関する文書の作成規定は同規程に設けられていない。また、同規程第13条第1項に基づく文書処理票は、収受した文書に関して作成する文書であり、当該現金書留封筒に関しては、同項の規定は適用されない。

当該現金書留封筒は、参考として保存したに過ぎず、これに関する文書処理票は、作成の必要が無かったので作成しておらず存在しない。

イ 当該源泉徴収票について

当該源泉徴収票は、審査請求人に支払った報酬について実施機関が作成し、審査請求人に交付したが、審査請求人から返送された文書であった。返却された文書の収受方法に関して、文書事務取扱規程に特段の定めは無いが、受取拒否や宛て所不明で返却された文書について

起案を行わなかったのは、担当職員がその必要が無い軽易な文書だと判断したためである。事務連絡のような軽易な文書を、起案せずに担当職員の判断で作成及び発出することは、通常の事務処理でも起こり得るものであり、当該内訳文書についても、同様に担当職員の判断で行ったものであった。

当該内訳文書について、起案は行われておらず、対象公文書5は不存在である。

(6) 対象公文書6について

実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日、平成〇〇年度分の〇〇〇〇〇〇〇〇報酬及び会議報酬（以下「当該報酬2」という。）を審査請求人の金融機関口座に振り込み、また、平成〇〇年〇月〇〇日、平成〇〇年度分の会議報酬（以下「当該報酬3」という。）を同じく審査請求人の金融機関口座に振り込んだ。この振込に関して、支出負担行為兼支出命令書の起票を行い、決裁を受けているが、支払日が属する年度と報酬の発生事由が属する年度が異なることについて、起案文書等は作成していなかった。

会計年度の開始日及び終了日は、地方自治法第208条第1項の規定に基づき、毎年4月1日及び翌年3月31日としているが、出納閉鎖日は、同法第235条の5の規定に基づき、会計開始年度の翌年度の5月31日としている。会計年度の終了日の翌日から出納閉鎖日までの期間は、会計を整理するために前年度に属する未収金や未払金に関する出納処理を行うことができる、出納整理期間と呼ばれる期間である。

出納整理期間に、前年度に決定された支出を行うことは、三種町財務規則（以下「財務規則」という。）、その他町の規程等に基づく通常の会計処理である。特別な手続を行う規定は設けられていないため、通常の会計文書のほかに文書は作成されておらず、対象公文書6は不存在である。

(7) 対象公文書7について

実施機関は、国文祭〇〇〇〇企画委員会の会議報酬や〇〇〇〇〇〇〇〇〇報酬について、審査請求人の金融機関口座に振込を行った。しかしながら、審査請求人から金融機関口座情報の提供を受けておらず、また、口座振込を行うことへの承諾書等の提出も受けなかった。

報酬を口座振込で支払う場合、通常は、事前に対象者に依頼し、書面で金融機関口座情報の提供や口座振込を行うことについての承諾を書面で受け取ることとなっているため、本来であれば、同様の手続を行い、審査請求人から文書の提供を受けていなければならない。しかしながら、審査請求人の金融機関口座を把握していたことを理由に、担当職員がこれを怠っていたのが実情である。

審査請求人は、口座振込が行われたことと、自身が提出していないことを理由に、偽造された公文書が存在するはずだという旨主張する。しかしながら、対象公文書7のような文書は、支出負担行為兼支出命令書などの会計文書に添付義務の有る文書ではない。対象公文書7を偽造した事実は無く、審査請求人が主張するように、審査請求人から提出されていないため、対象公文書7は不存在である。

(8) 対象公文書8について

実施機関は、国文祭〇〇〇〇企画委員会の会議報酬や〇〇〇〇〇〇〇〇〇報酬について、審査請求人の金融機関口座に振込を行った。しかしながら、口座振込を行うことについて、事前の承諾を得ていなかった。

審査請求人は、実際に口座振込が行われたことを理由に、実施機関が受領印に関する文書を偽造した旨主張する。確かに、審査請求人への報酬支払が現金によるものであれば、支払の際に受領印を徴し、それに関する文書を実施機関が保有していなければならない。しかしながら、口座振込を行うに当たって、相手方から受領印の提供を受ける必要は無い。

受領印の提供を審査請求人から受ける必要は無く、また、実際受けていないことから、対象公文書8は不存在である。

(9) 対象公文書9について

実施機関は、審査請求人から送付された当該現金を財源の一部として、平成〇〇年〇月から〇月にかけて、山本ふるさと文化館でピクチャーレール及びブラインドの取付け（以下「当該取付け」という。）を実施した。実施に当たり、当該現金を充てた〇〇〇〇〇〇〇円並びに町一般会計から支出した〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇円、それぞれの金額で同一の町内業者に発注した。

当該取付けのうち、当該現金を充てた部分〇〇〇〇〇〇〇円について起案文書や業者選定に関する文書が存在しないのは、当該現金の

支出が、財務規則に基づいて行われなかったためである。当該現金は、町一般会計に歳入処理されることなく、直接当該取付け費用に充てられた。町一般会計から支出されていないことから、財務規則に基づいた処理が行われず、文書が作成及び収集されなかったものである。

また、当該取付けのうち、町一般会計から支出した部分について、起案文書や施工業者選定に関する文書が存在しない理由は、担当職員が作成及び収集を省略していたためである。担当職員は、50,000円未満の単独随意契約として業務を進め、起案せずに自身の判断で業者の選定を行った。また、契約金額が50,000円未満であることから、財務規則第121条に基づいて契約書等を省略していた。担当職員が、財務規則の規定に基づいて省略して差し支えないと判断したことから、文書が作成及び収集されなかったものである。

当該現金を歳入処理することなく使用したこと、同一事業を分割して発注したことは不適切な事務処理であったと言わざるを得ないが、対象公文書9に当たる文書の作成及び収集を行っていない以上、対象公文書9は不存在である。

(10) 対象公文書10について

平成〇〇年〇〇月〇〇日、国文祭実行委員会が発足し、平成〇〇年度には、国文祭実行委員会会計を立ち上げている。国文祭実行委員会会計予算のうち、〇〇〇〇部門実行委員会及び事務局費（以下「〇〇〇〇部門実行委員会費等」という。）として、〇〇〇〇〇〇円を計上していた。

委員報酬や〇〇〇〇〇〇〇〇報酬が国文祭実行委員会会計予算に計上されている予算書等が存在しないのは、〇〇〇〇部門実行委員会費等が、概算で予算計上されたものだからである。〇〇〇〇実行委員会費等は、国文祭実行実行委員や企画委員、〇〇〇〇〇〇〇〇（審査請求人）に対する報酬や金融機関口座への振込手数料を支払うことを想定して設置した予算科目であったが、人数や日数等を具体的に算定することが困難であったため、必要と思われる額を概算で予算措置を行った。

国文祭〇〇〇〇部門企画委員の報酬や〇〇〇〇〇〇〇〇報酬は、予算措置されてはいたが、予算書や関係資料で明確になっていないため、対象公文書10は不存在である。

(11) 対象公文書11について

実施機関は、平成〇〇年〇月から〇月にかけて、審査請求人から申入れ文書を複数回受領した。審査請求人は、件名や簿冊名、保存年限等が記録され、これらの申入れ文書が保管されていることが分かる文書が、文書事務取扱規程に基づいて作成されているはずだという旨主張する。確かに、審査請求人からの申入れ文書について、同規程第13条第1項に基づく收受処理を行っていれば、文書処理票が作成され、件名、保管される簿冊名、保存年限等が記録されたものと考えられる。しかしながら、次のア及びイの理由により、平成〇〇年〇月〇〇日、同年〇月〇〇日及び同月〇〇日付けで審査請求人から送付された申入れ文書（以下「平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等」という。）並びに平成〇〇年〇月〇日付けで審査請求人から送付された申入れ文書（以下「平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書」という。）について、文書処理票は作成されていないため、対象公文書11は不存在である。

ア 平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等について

実施機関は、審査請求人から、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等を受領している。これらの申入れ文書について、担当職員は、文書事務取扱規程第13条第1項に基づく收受処理を省略し、文書処理票の作成を行っていなかった。

審査請求人は、文書処理票の不存在が同規程に反すると主張する。確かに、同項の規定と申入れ文書の内容に鑑みれば、これらの申入れ文書は、同項に基づく收受処理を行い、文書処理票を作成することが適当であったと考えられる。しかしながら、作成を省略していたのが実情であり、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等について、文書処理票は存在しない。

イ 平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書について

実施機関において、審査請求人から平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書を受領した事実はない。申入れ文書自体が存在しないため、それに係る文書処理票は存在しない。

第5 本審査会の判断

本審査会は、本件審査請求について審査した結果、次のように判断する。

1 審査請求について

本審査会は、次のことについて検討し、本件処分の妥当性を判断する。

(1) 対象公文書1から同6及び同9から同11について

実施機関は、対象公文書1から同6及び同9から同11（以下「対象公文書ら」という。）について、作成及び収集しておらず、保有していないと説明する。

それに対し、審査請求人は、対象公文書らは作成及び収集されていなければならない文書であって、存在は明らかだと主張し、その公開を求めている。

そこで、本審査会は、対象公文書らの存否を検討する。

(2) 対象公文書7及び同8について

実施機関、審査請求人の双方の主張は、上記(1)と同様である。

しかしながら、対象公文書7及び同8は、公開請求者である審査請求人の情報に限定し、審査請求人が口座振込に係る承諾書等を提出が行われたか否かに焦点を当てて公開請求が行われている。そこで、本審査会は、実施機関が対象公文書7及び同8を不存による非公開としたことが、公開条例第8条の規定に照らして妥当であるかを検討する。

(3) 本件処分における非公開理由の通知について

審査請求人は、本件処分における非公開理由が、当該部分公開決定の通知に記載されていないと主張する。

そこで、本審査会は、実施機関が提示した理由が、公開条例第9条第3項の規定に照らして妥当であるかを検討する。

2 対象公文書らの存否について

(1) 事実認定

ア 対象公文書1、同2、同4から同6及び同10について

本審査会において、実施機関が保有する簿冊、審査請求人への報酬に係る支出負担行為兼支出命令書及び文書管理システム（文書の収受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データを対象に調査

を実施し、加えて、実施機関から聴取りを行い、対象公文書 1、同 2、同 4 から同 6 及び同 10 について次の事実を認定した。

- (ア) 実施機関が保有する簿冊に、当該報告に関する起案文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該報告に関することは登録されていない。
- (イ) 実施機関が保有する簿冊に、当該報告に係る報告書は存在しない。
- (ウ) 実施機関が保有する簿冊に、当該〇〇〇〇〇〇指導に係る起案文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該〇〇〇〇〇〇指導に関することは登録されていない。
- (エ) 実施機関が保有する簿冊に、当該報酬 1 の内訳に関する起案文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該報酬 1 の内訳に関することは登録されていない。
- (オ) 実施機関が保有する簿冊に、当該報酬 2 及び当該報酬 3 の支出に関する会計文書は存在するが、その支払日がそれぞれ平成〇〇年度及び平成〇〇年度となっていることに関する文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該報酬 2 及び当該報酬 3 に関することは登録されていない。
- (カ) 実施機関が保有する簿冊に、国文祭実行委員会予算に関する文書は保管されているが、同予算の〇〇〇〇部門実行委員会費等の積算根拠となる文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、国文祭実行委員会予算の内訳に関することは登録されていない。

イ 対象公文書 3 について

本審査会において、諮問第 2 号案件及び同第 12 号案件の審議を行った際、実施機関が保有する簿冊及び文書管理システムの登録データを対象に、当該現金書留封筒等の収受に関する文書の調査を実施した。この時の調査結果から、対象公文書 3 について、次の事実を認定した。

(ア) 当該送付文書には、審査請求人が当該現金等を送付する理由や実施機関への申出等が記載されている。

(イ) 実施機関が保有する簿冊に、当該現金書留封筒等の取扱方法等を記録した文書及び文書処理票は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該現金書留封筒等に関することは登録されていない。

ウ 対象公文書 9 について

本審査会において、諮問第 3 号案件の審議を行った際、実施機関が保有する簿冊、平成〇〇年度町一般会計決算書及び文書管理システムの登録データを対象に、当該取付けに係る公文書等の調査を実施した。この時の調査結果から、対象公文書 9 について、次の事実を認定した。

(ア) 平成〇〇年度町一般会計決算書に、当該現金に関する記載が無い。

(イ) 当該取付けのうち、町一般会計から支出されている部分については、金額〇〇〇〇〇円及び金額〇〇〇〇〇円の随意契約により実施されている。

(ウ) 実施機関が保有する簿冊に、当該取付けに係る起案文書、施工業者選定に関する文書、契約書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、当該取付けに係る起案、施工業者選定及び契約に関することは登録されていない。

エ 対象公文書 11 について

本審査会において、諮問第 9 号案件の審議を行った際、実施機関が保有する簿冊及び文書管理システムの登録データを対象に、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等に係る収受簿等の調査を実施した。この時の調査結果から、対象公文書 11 について、次の事実を認定した。

(ア) 平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等には、審査請求人から三種町長への要望等が記載されている。

(イ) 実施機関が保有する簿冊に、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入

れ文書等及び平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書の保管状況等を記した文書は存在せず、また、使用している文書管理システムに、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等及び平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書の保管状況等に関することは登録されていない。

(ウ) 実施機関が保有する簿冊に、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書は存在しない。

(2) 双方の主張に関する検討

上記(1)の事実認定に加え、実施機関及び審査請求人の説明及び主張を踏まえ、対象公文書らの存否を以下検討する。

ア 対象公文書1について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、当該報告が、教育長が自身の判断、権限で行ったものであったため、起案を行う必要は無く、実際行っていなかったと説明する。一般に、起案とは、意思決定を行うに当たって、その原案を作成し、決裁を受けるための手続として位置付けられる行為である。このことを考慮するに、教育長が自身の権限で自ら行うことについて起案を行う必要性は薄いと考えられ、当該報告において起案を行っていなかったという実施機関の説明には一定の合理性が認められる。

加えて、実施機関の説明は、上記(1)ア(ア)の事実認定とも矛盾しない。実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、関係者で合議の上、教育長が公の場で発言したものであり、起案文書が存在するはずだと主張する。上記(ア)で検討したように、起案の必要性は薄いと考えるものの、起案文書が作成されている可能性が無いとまでは言えない。

しかしながら、当該報告に係る起案文書が本審査会の調査で発見されなかったことは、上記(1)ア(ア)で認定したとおりである。審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書1が存

在するとまでは言えない。

イ 対象公文書 2 について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、対象公文書 2 の存在の前提となる文書（対象公文書 1、当該報告に係る報告書）自体、作成していないと説明する。対象公文書 1 については、上記アで検討したとおり、不存在と判断することが妥当である。また、当該報告に係る報告書については、上記（1）ア（ア）及び同（イ）で認定したとおり、本審査会の調査では発見されなかった。

この認定と実施機関の説明に矛盾する点は無く、実施機関の説明が不自然、不合理であるとは言えない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、対象公文書 1 や当該報告に係る報告書の存在を前提に、それらの作成のために参照した会計文書の存在を主張する。しかしながら、対象公文書 1 や当該報告に係る報告書が発見されなかったことは、上記（1）ア（ア）及び同（イ）で認定したとおりである。存在の前提となる文書が発見されなかった以上、対象公文書 2 についても不存在であると言わざるを得ない。

ウ 対象公文書 3 について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、当該現金書留封筒等のうち、当該現金書留封筒、当該源泉徴収票については、取扱方法等を記録した文書及び文書処理票を作成する必要が無かったために作成せず、当該送付文書については、文書事務取扱規程第 13 条第 1 項に基づく收受処理を省略していたために、取扱方法等を記録した文書として文書処理票を作成していなかったと説明する。本審査会で同規程を見分したところ、確かに、当該現金書留封筒及び当該源泉徴収票については、取扱方法等に関する文書を同規程に基づいて何らかの文書を作成する必要が有るとまでは判断されなかった。しかしながら、当該送付文書については、上記（1）イ

(ア) で認定した当該送付文書の内容と同規程第13条第1項の規定を考慮するに、同項の規定に基づく収受処理を行い、文書処理票を作成していることが適当であったというべきである。

ただ、実施機関の説明は、上記(1)イ(イ)の事実認定と矛盾しない。加えて、実施機関も、弁明書において同項に基づく収受処理を省略したことが適正な取扱いではなかったことを認めている。これらのことから、実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、一定の信頼性が有ると判断される。実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、事務処理が正しく行われていれば、文書事務取扱規程に基づく文書が存在しなければならないと主張する。この主張には一定の合理性が認められ、少なくとも当該送付文書については、同規程第13条第1項に基づく収受処理が行われ、文書処理票が作成されていることが適当な文書であると認められる。

しかしながら、上記(1)イ(イ)で認定したとおり、当該送付文書を含め、当該現金書留封筒等の取扱方法等について同規程に基づいて作成された文書及び文書処理票は、本審査会の調査では発見されなかった。加えて、当該現金書留封筒等の取扱方法等に関する文書及び文書処理票を、同規程に基づいて作成していなかったという実施機関の説明が不自然、不合理だとまでは判断されないことは、上記(ア)で検討したとおりである。審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書3が存在するとまでは言えない。

エ 対象公文書4について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、当該〇〇〇〇〇〇指導は審査請求人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇として国文祭〇〇〇〇の準備等に携わった業務のことであり、この〇〇〇〇〇〇〇〇業務について、事前に起案は行っていなかったと説明する。実施機関によれば、審査請求人は、その知識、経験等を活用し、〇〇〇〇〇〇〇〇として国文祭〇

〇〇〇の準備、運営に統括的に関与していたとのことである。

報酬の件名を〇〇〇〇〇〇〇〇ではなく〇〇〇〇〇〇指導としていたことについて若干不自然さが感じられることは否めないものの、本審査会の調査において、当該〇〇〇〇〇〇指導に関する文書が発見されなかったことは、上記（１）ア（ウ）で認定したとおりである。報酬の件名を除けば、実施機関の説明に不合理な点は見受けられない。

（イ） 審査請求人の主張について

審査請求人は、実態の無い事業に報酬が支払われており、当該〇〇〇〇〇〇指導に係る起案文書が隠蔽されていると主張する。しかしながら、そのような起案文書が発見されなかったことは、上記（１）ア（ウ）で認定したとおりである。加えて、作成していないという実施機関の説明が不合理であるとまでは判断されないことは、上記（ア）で検討したとおりであり、審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書４が存在するとまでは言えない。

オ 対象公文書５について

（ア） 実施機関の説明について

実施機関は、当該報酬１の内訳について、当該内訳文書を作成し、審査請求人に渡したが、起案の必要の無い軽易な事務だと判断し、これを行っていなかったと説明する。確かに、行政職員が行う事務は、起案行為を伴うことが一般的であると推認されるものの、このことは、職員が自己の裁量で事務を行うことを否定するものではないと考えられる。したがって、事務の内容に応じて起案が省略されることは、事務処理上起り得るものであると認められる。

加えて、本審査会の調査で当該報酬１の内訳に関する文書が発見されなかったことは、上記（１）ア（エ）で認定したとおりである。これらを考慮するに、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

（イ） 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、当該報酬１の内容に事実と異なる部分

が有り、支払自体が不当だという旨のものであると解される。しかしながら、当該報酬1の内訳に関する文書が発見されなかったことは、上記(1)ア(エ)で認定したとおりであり、作成していないという実施機関の説明が不自然、不合理とまでは判断されないことは、上記(ア)で検討したとおりである。審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書5が存在するとまでは言えない。

カ 対象公文書6について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、当該報酬2及び当該報酬3の支払は、地方自治法等に基づいて出納整理期間に行われたものであり、通常処理であるから、特別な会計文書の作成は行っていないと説明する。本審査会で地方自治法を見分したところ、実施機関が説明するように、出納閉鎖日が会計年度の始まる年の翌年5月31日であることが確認され、加えて、財務規則を見分したところ、出納整理期間の支出について文書を作成する規定が特に設けられていないことが併せて確認された。これらを考慮するに、当該報酬2及び当該報酬3の支払に関して、特別な会計処理を行い、それに係る文書を作成する必要があったとは判断されず、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、支出決定日と支払日の年度が異なることについて、何らか特別な会計操作を行ったはずで、それに関する文書が存在しなければならないと主張する。しかしながら、本審査会の調査でそのような文書が発見されなかったことは、上記(1)ア(オ)で認定したとおりである。加えて、上記(ア)でも検討したとおり、地方自治法等の関係法令の規定を考慮しても、当該報酬2及び当該報酬3の支払に関して特別な会計操作を行う必要や、それに係る文書が作成されていなければならない事情は特に見当たらず、審査請求人の主張は、対象公文書6の存在を窺わせるものであるとは言えない。

キ 対象公文書9について

(ア) 実施機関の説明について

実施機関は、当該取付けにおいて、当該現金を充てた部分については、当該現金を町一般会計に歳入処理することなく使用したため、そもそも財務規則に基づく処理が行われていなかったと説明する。確かに、当該現金は、上記(1)ウ(ア)で認定したとおり、平成〇〇年度町一般会計の決算書に記載されておらず、歳入処理されていないと認められる。加えて、実施機関は、平成〇〇年〇月定例会において、当該現金が不適切に取り扱われたことについて報告を行っている。これらのことから、当該現金を、町一般会計を経由することなく直接使用したという実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、一定の信頼性が有ると判断される。当該現金の不適切な取扱いの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

また、実施機関は、町一般会計から支出した部分について、2件の単独随意契約で実施し、施工業者選定に関する文書は、担当職員が自身の判断で施工業者を選んだために作成が省略され、また、契約書は、財務規則第121条に基づいて作成が省略されたと説明する。上記(1)ウ(イ)で認定したとおり、当該取付けのうち町一般会計から支出した部分は、金額〇〇〇〇〇〇円及び金額〇〇〇〇〇〇円、2件の随意契約で実施されている。本審査会で財務規則を見分したところ、これらの契約に係る文書の作成が省略されたことは、50,000円未満の随意契約における事務処理としては、特に不合理な点はないと判断される。同一事業を分割して発注したことが不適切であったことは実施機関も認めており、このことの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、当該取付けを分割していることに整合性が無い旨主張し、当該取付けにおける不適切な事務の執行を指摘する。しかしながら、実施機関も事務の不適切さを認める弁明をしており、このことは、対象公文書9の存在を裏付ける主張であるとまでは言えない。本審査会の調査で、当該取付けに係る施工業者選定に係る文書や契約書等が発見されなかったことは、

上記（１）ウ（ウ）で認定したとおりであり、また、作成していないという実施機関の説明が不自然、不合理とまでは判断されないことは、上記（ア）で検討したとおりである。審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書 9 が存在するとまでは言えない。

ク 対象公文書 10 について

（ア） 実施機関の説明について

実施機関は、国文祭実行委員会会計予算の〇〇〇〇部門実行委員会費等の予算措置は、概算で行ったものであったため、その内訳に関する文書が作成されなかったと説明する。本審査会の調査で〇〇〇〇部門実行委員会費等の内訳に係る文書が発見されなかったことは、上記（１）ア（カ）で事実認定したとおりである。このことから、〇〇〇〇部門実行委員会費等は概算で予算措置されたと判断するほか無く、実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見受けられない。

（イ） 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、〇〇〇〇〇〇〇〇報酬や国文祭〇〇〇〇部門企画委員会報酬が、〇〇〇〇部門実行委員会費等に予算措置されていたと実施機関が主張する以上、〇〇〇〇部門実行委員会費等にそれが計上されていることが分かる文書が存在しなければならぬというものであると解される。しかしながら、そのような文書が発見されなかったことは、上記（１）ア（カ）で認定したとおりである。加えて、作成していないという実施機関の説明が不自然、不合理であるとまでは判断されないことは、上記（ア）で検討したとおりであり、審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書 10 が存在するとまでは言えない。

ケ 対象公文書 11 について

（ア） 実施機関の説明について

実施機関は、文書事務取扱規程に基づいて作成される文書で、受け取った文書が保管されていることが分かる文書とは、文書処理票のことを指すが、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書

等については、同規程第13条第1項に基づく収受処理を省略していたため、文書処理票を作成していなかったと説明する。しかしながら、上記(1)エ(ア)で認定した内容と同項の規定を考慮するに、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等は、同項の規定に基づく収受処理を行い、文書処理票を作成していることが適当な文書であったというべきである。

ただ、実施機関のこの説明は、上記(1)エ(イ)の事実認定と矛盾しない。加えて、実施機関も、弁明書において同項に基づく収受処理を省略したことが適正な取扱いではなかったことを認めている。これらのことから、実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、一定の信頼性が有ると判断される。平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等に係る文書処理票を作成していないという実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

また、実施機関は、審査請求人から、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書の送付は受けていないため、これに係る文書処理票が存在しないとも説明する。本審査会の調査で、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書及びこの申入れ文書の保管に関する文書が発見されなかったことは、上記(1)エ(イ)及び同(ウ)で認定したとおりである。この事実認定を考慮するに、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書自体保管していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が申入れ文書自体は保有しているにも関わらず、その保管に関する文書として文書処理票が存在しないのは、文書事務取扱規程に反すると主張する。この主張には一定の合理性が認められ、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等は、上記(1)エ(ア)で認定したその内容からして、同規程第13条第1項に基づく収受処理が行われ、文書処理票が作成されていることが適当な文書である。

しかしながら、上記(1)エ(イ)で認定したとおり、平成〇〇年〇月〇〇日付け申入れ文書等に係る文書処理票は、本審査会の調査では発見されなかった。加えて、文書処理票を同規程に基づいて作成していなかったという実施機関の説明が不自然、不合理だとまでは判断されないことは、上記(ア)で検討

したとおりである。審査請求人の主張を考慮しても、対象公文書11が存在するとまでは言えない。

また、審査請求人は、実施機関が受け取っていないと説明する平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書が存在することを前提に、これの保管に関する文書の存在を主張する。ところが、上記(1)エ(ウ)で認定したように、本審査会の調査では、この申入れ文書は発見されなかった。そこで、本審査会は、審査請求人に対し、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書の存否を調査するために、その内容等について補充して説明するよう求めたが、審査請求人から回答を得ることはできなかった。

調査で発見されず、また、補充説明も得られなかった以上、平成〇〇年〇月〇日付け申入れ文書については、それ自体が存在しないと判断せざるを得ない。

3 対象公文書7及び同8を不存在としたことについて

(1) 公開条例第8条の規定について

公開条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否できる。」と規定している。

この規定は、公開若しくは非公開又は不存在を答えることによって、非公開とすべき情報が露呈し、保護すべき権利利益が損なわれることを防ぐことを目的に、情報の存否を明らかにしないで公開請求自体を拒否することができることを定めたものだと考えられる。

(2) 存否応答拒否の要件について

公開条例第8条に基づく存否応答拒否は、請求内容から推し量られる情報が公開条例上非公開とすべき情報に該当する場合に、非公開として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報の存否に関係無く適用すべきものである。そのため、同条を適用する場合は、次に掲げる2つ要件を備えていることが必要であると解される。

ア 特定の人物、場所、分野等を限定した公開請求が行われたことにより、その存否を答えるだけで公開と同様の効果が生じること。

イ 存否を答えるだけで明らかになる情報が、公開条例第6条各号のいずれかに該当し、保護すべき利益が有ること。

(3) 対象公文書7及び同8を不存在としたことについて

対象公文書7は、審査請求人が実施機関に金融機関口座情報を届け出したことを証する文書及び口座振込することへの承諾書であり、対象公文書8は、審査請求人が実施機関に受領印を届け出したことを証する文書である。審査請求人という特定の個人に限定する形で公開請求が行われていることが認められる。

このことから、公開条例第6条各号に規定する非公開情報該当を理由に非公開決定（部分公開決定を含む）を行った場合には、審査請求人の口座振込に係る承諾書等を提出した事実を明らかにすることとなり、また、不存在による非公開決定を行えば、そのような文書を実施機関に提出していないという事実を明らかにすることになるため、上記（2）アの要件を満たしていることが認められる。

加えて、特定個人が実施機関に口座振込に係る承諾書等を提出し、または提出していないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものである。したがって、公開条例第6条第1号に該当し、上記（2）イの要件を満たしていると認められる。

以上、上記（2）ア及び同イを満たしていることから、対象公文書7及び同8の情報公開請求に対しては、同条例第8条の規定に基づき、存否応答拒否することが適当であったことが認められる。したがって、実施機関が対象公文書7及び同8を不存在による非公開としたことは、適当であったとは言えない。

ただ、実施機関が対象公文書7及び同8の不存在を明らかにすることで、公開請求者である審査請求人に対して明らかになった個人情報、当該本人の個人情報である。このことによって、審査請求人の権利利益を不当に侵害する恐れは無いと考えられるため、実施機関が、本件処分において対象公文書7及び同8を不存在による非公開としたことは、適当ではないものの、不当であるとまでは言えない。

4 非公開の理由の提示について

(1) 公開条例第9条第3項の規定について

公開条例第9条第3項は、「実施機関は、・・・公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

この規定は、公文書の非公開決定（部分公開決定を含む。）が、公開請求に対する拒否処分であることに鑑み、その処分理由を公開請求者に具体的に提示することで、審査請求といった公開請求者の反論の機会を確保し、公開請求者の権利を保護することを目的とするものであると考えられる。

(2) 本件処分における非公開の理由について

実施機関は、当初、当該部分公開決定処分において、対象公文書を非公開とした理由を「不存在」と提示していた。確かに、存在しない文書の公開が不可能であることは明らかであるため、対象公文書を非公開とした理由であると言える。しかしながら、一口に不存在と言っても、作成していない、収集していない、破棄されているなど、様々な要因が想定されるところである。公開条例第9条第3項の規定からすれば、単に「不存在」と提示しただけでは処分の理由として不十分であり、不存在の理由を当該書面の記載自体から理解され得る程度具体的に提示すべきであった。

ただ、その後、実施機関は、当該部分公開決定処分の一部を本件処分に更正した際に、対象公文書を不存在による非公開とした理由を第2の4(2)アから同ウに改めている。このように不存在の理由が補充されていることから、本件処分において提示された処分理由の内容が、公開条例第9条第3項の規定に反するとまでは言えない。

5 結論

- (1) 対象公文書らについては、作成及び収集していないという実施機関の説明に不合理な点は無く、他に存在を認めるに足る事情も見当たらない。
- (2) 対象公文書7及び同8を不存在による非公開としたことは、不当

であるとまでは言えないが、存否応答を拒否することが適当であった。

- (3) 本件処分において提示された非公開の理由に、特段の不備は見受けられず、処分を見直すべき事情は見当たらない。
- (4) 以上のことから、本審査会は、本件審査請求に対して「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月14日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成30年11月20日	審議（平成30年度第6回審査会）
平成30年12月21日	審議（平成30年度第7回審査会）
平成31年 1月25日	対象公文書の調査 （平成30年度第8回審査会）
平成31年 2月22日	対象公文書の調査、答申の協議 （平成30年度第9回審査会）
平成31年 4月19日	答申の検討（平成31年度第1回審査会）

第7 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 田中 誠一、委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦